

1 | 取引会社制度について

○取引会社制度

安価で高品質な電力を安定的・継続的にお客さまにお届けするためには、良質な資機材を適正な価格で必要な時期までに確保することが必要です。

このため当社では経営や技術の優れた会社をあらかじめ選定および登録し、登録会社の中から見積依頼先を選定する制度をとっています。

○新規取引をご希望される方へ

新規登録にあたりましては、下記窓口までお問い合わせください。申請手続きに必要な書類のご案内をさせていただきます。

○問い合わせ窓口

調達センター 総括・契約グループ TEL：052-973-2179

1 | 取引会社制度について

(参考) 登録申請に必要な書類

- ・当社指定の登録会社台帳（新規申請用）
- ・直前3力年の決算報告書（写）
- ・会社謄本（商業登記簿謄本）（写）
- ・反社会的勢力排除に関する誓約書
- ・当社指定の品質管理調書（ISO9001未取得の場合）

据付等の工事を含む契約を希望される場合

- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）
（審査中の場合は、経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（写）と経営状況分析結果通知書（写））
- ・建設業許可証明書の写または登録証明書（写）
- ・有資格技術職員数の内訳（資格ごとの取得人員が記載されている書類）

※登録申請に必要な書類において知りえた機密情報については、秘密を厳守いたします。

1 | 取引会社制度について

○登録の審査

当社は、ご提出していただいた書類をもとに、経営規模、経営状態、信用状況など経営的要素および技術力、生産・受注能力、品質管理体制などの技術的要素ならびにアフターサービス体制などについて客観的な審査を行います。

一定の基準を満たしている場合には、取引会社として登録いたします。審査結果については口頭または文書でお知らせいたします。

2 | 標準的な調達手続きのご案内

